

「地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令案」について

I. 改正の背景・目的

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」が、平成18年5月31日に公布され、同法第4条の新住宅市街地開発法の一部改正により、新住宅市街地開発事業において造成された宅地の一部について当該宅地の譲渡に関する事業を信託会社等に信託することが可能となりました。

また、今般、制定を予定する「新住宅市街地開発法施行令の一部を改正する政令」においては、施行者から宅地の特定譲渡を受けた民間住宅建設事業者が、当該民間住宅建設事業者から宅地を譲受けたエンドユーザーからの請負により住宅を建設するいわゆる建築条件付宅地分譲方式を導入する予定です。

これらの改正に伴い、新住宅市街地開発事業の施行者となることができる地方住宅供給公社の業務において宅地の譲受人の資格を変更する必要があるため、地方住宅供給公社法施行規則（昭和40年建設省令第23号）において所要の改正を検討しています。

II. 改正内容

地方住宅供給公社が譲り渡す宅地の譲受人として、以下の者を追加する。

- ① 新住宅市街地開発法第23条第2項の規定に基づき造成宅地等の譲渡に関する事業を行う信託会社等
- ② 住宅の建設工事を請け負うことを条件として当該住宅の敷地の用に供する宅地の譲渡を行い、当該請負契約に基づき住宅を建設する事業を行う者

III. 施行期日

公 布 平成18年10月上旬

施 行 平成18年10月上旬